

例外となる野外焼却の運用指針(案)に対する意見募集の結果について

1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間： 10月11日(木)から11月12日(月)到着分まで
- (2) 閲覧方法： 市ホームページ、市役所(1階市民情報ひろば、4階里山のまちづくり課)各市民センターでの閲覧及び市広報「伸びゆく三田」11月1日臨時号による全戸配布
- (3) 意見の
提出方法： 住所、氏名、電話番号を記入し、持参、郵送、ファクス、eメールのいずれかで提出。※任意様式
- (4) 意見件数： 161件(41名、メール12名、FAX19名、窓口持参7名、郵送3名)

2 意見の内訳

- ・運用指針全体に対する意見：42件
- ・運用指針の目的：2件
- ・やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の意義：7件
- ・例外となる野外焼却が行える対象者：2件
- ・例外となる野外焼却が行える対象施設：3件
- ・例外となる野外焼却が行える対象廃棄物：17件
- ・例外となる野外焼却の実施方法：4件
- ・例外となる野外焼却の削減への取り組み(推奨期間)：11件
- ・例外となる野外焼却の削減への取り組み(その他)：13件
- ・生活環境への影響に配慮した地域での取り組み：4件
- ・その他の意見：56件

3 意見の概要

○運用指針全体に対する意見：42件

No	意見の内容(要約)
1	何故、三田市全体に対し効力を発する指針を作るのか。地区により問題のない(明確化していない)所まで対象とするのは大いに疑問。三田市は野外焼却によるクレームの年度別、月別、エリア別件数を正確に把握しているはず。問題となっている地区を個別に解決する事をお願いします。

2	<p>景観の保全や災害防止の観点から太陽光発電の規制を行うことには大賛成ですが、いま問題になっております野焼き問題は「廃掃法」という上位法があります。上位法の例外規定は国の回答があるように、グレーゾーンは行政が中心となってお互いそれぞれの立場で意見交換し、必ずやいい問題解決が図れるのではないかと考えております。ある三田地区の集落では何故、野焼きをするかをニュータウンの方と話し合い相互理解のもと極めて良好な関係を構築され、地域の文化的な行事にも多数の子供たちが参加され、素晴らしいコミュニティが形成されております。これが共生のまちづくりではないでしょうか。</p>
3	<p>野焼きのガイドライン（案）についての市民からの意見に対して。</p> <p>①市民意見に対して、市の回答の殆どが、「法律の目的が、生活環境の保全」を印象的に記述し、農業の振興、里山保全や治水、農村文化には触れていないこと。</p> <p>②市道の法面や河川等除草後の処分についての質問には、「対象施設に河川を追記します。」と回答されていますが、市道法面の地域での処分についての質問には一切回答がなされていないこと。</p> <p>③調整区域にも街区公園等市の施設がありますが、これらについての除草や剪定枝処分についての具体的な回答がなされていないこと。</p> <p>等々、市の立場で整理されていない事柄も多数あります。これは、市の内部で問題を共有されていないか、地域の実情をご存知ないのかのどちらかだと思います。三田市には、調整区域内の地域住民のボランティアに支えられ、信頼関係が長年に亘り構築されてきた誇りうる農村文化がそこにはあります。これらの協力が、今後得られないような事態が生じてくるならば、市行政にとって大きな損失です。この素晴らしい文化が壊されることには堪えられません。</p>
4	<p>農家では野焼きが必要。何百年も前から農作物の枯れた木や草を燃やさなければならなかった。木々の剪定をする。台風で倒れた庭木を燃やさなければならない。古い竹は切らなければなりません。それは新しい竹の子が取れないからです。長い竹をどうしているかという竹を切って燃やしています。枝豆の取った後の木や葉を燃やさなければなりません。燃やし方は生で燃やさない。枯れてから燃やす。月に一度くらい。一時間かけて燃やす。風向きに注意しています。火災に注意して安全に燃やしています。寒い時は残材を燃やして温まります。ビニール類は燃やしていません。多数決で 野焼きをする、しないという問題ではない。</p>
5	<p>草や稲わらの焼却は雑草の種や害虫の駆除、又雑草を刈り倒したままにするとモグラや蛇の住家となり漏水の原因ともなります。特に雑草の焼却は農作業の必要不可欠の行為として過去から続けてきたものであり一つの風物詩と思っています。都市から田園に来られた人々は何故燃やすのかといわれます。何処にあってもお互い譲り合うことは絶対あるべきです。単にたまたま通りかかった所で焼却現場を見、警察に電話する様な面白半分の人がいるのではと思います。警察は電話してきた人の氏名や住所を把握しているのでしょうか。また庭木剪定屑も田舎の家では必ず出ます。大火で燃やすことなく管理者の下、道路や民家にもはなれた圃場での焼却は何の問題もないと思います。我々は他の人々と共存していかなければなりません。権利ばかりを主張せず折衷案の模索ができることを切にねがっています。</p>
6	<p>第 33 条の運用指針について、市はこれまで当事者である農家に説明をせずに進めてきたことか</p>

	ら、大多数の農家の理解が得られていない状況である。その状況下において、パブコメとして農家に意見を求めるやり方はおかしいのではないかと。パブコメで済ませるのはおかしい。
7	条例化となれば、当指針が実効性のあるものにならなければならない。110番通報されて警察の事情聴取は別と説明されれば、指針の役割は何か、市民のための行政ではないのか。なぜ、警察と協議できないのか、を説明されたい。
8	運用指針は農家の意見を十分に聴いた上で、丁寧に作成するべきである。
9	野外焼却へのご意見、苦情と要望それぞれの見解、市のホームページで拝見いたしました。農業従事者のご意見最もだと思います。三田市で農業を営む方々は何代にもわたって三田に居住され、先祖の土地、各々の田畑、山の自然環境と適合しながらまわりの住環境を守ってこられたその脈々と続く農業の営みを続ける上で、都市開発が進む中、都市住民との間で、自然環境に対する意見の相違がうまれました。農業に携わる人は都市住民の生計を立てるすべを理解しています。ほとんどが兼業農家であり、事務職であれ、現場であれ、会社で働いた経験もある。三田は自然環境が良いと移ってこられた方々は失礼な言い方もわかりませんが農業の現場がよくお分かりになっていない法律ありき、環境への影響、保護ありきはひとまず棚上げして、農業における草刈り仕事とのかたづけがどれだけ大変か理解しておくべきで、それからの議論でしょう。夏には花火、祭りなどでまた、市道や県道の草木の手入れ暑い中、大変だと思います。ご存知ですか堤防の草刈りは、年一回花火の時だけ、祭りなどの草刈りはそれぞれの神社の氏子さんたちに任されています。市道や県道に隣接する部分は大半が農業従事者のボランティアです。市の予算も限られ仕方ない部分です。この機会に全部ぶちまけて、法律ありきではなく、何が三田を住みやすくするかを考えたらどうですか 異なった環境で生まれた育った住民の融合を深めていきましょう。草刈りしているときボランティアで手伝ってください。一緒に草燃やしやりましょうという話になりますがもう一つ忘れてはいけない部分として野焼きを管理取り締まる立場の警察や、消防署の人たちのやりにくさを考えたことありますか。通報があれば駆けつけて法令に基づいてやっているのか、違反がないか、調書も取らなければならない犯罪が起きないようにパトロールし、野焼きか火事にならないかの見極め、どちらも24時間仕事ですよ、警察は他にも凶悪犯罪や、交通違反、人生相談までしていますよ 考えたことあるんですか。実際農業に携わっている人と、批判をしている人を集めて意見の交換会をしてはどうか、同じ三田市民でしょう。しかし、農業だけで生計を立てている人は今の三田では希少です。大切です。自然エネルギーの利用とかいって山野を破壊しているのが、今の現状です。 農業が一番の環境保護だと思うが。
10	テレビや共に働く農家さん仲間の置かれた環境など、多く耳にする昨今となっています。子供の送迎の際、いつも美しく草刈りがされた農村部を通って送り迎えをしています。ところがそうでない集落に来ると草がはみ出し、車が道の中央により、広い道も意味をなしていないのです。農家の方は、年に一度でもよい。手をかけてあげると違うのだよ。と、教えてくれます。農家は小規模化と高齢化と請負規模拡大と等、極端な状態が続いていると感じています。きっちり草刈りのされている圃場は機械も操作しやすく、見通しもよい。虫だけの問題ではないのです。水路が見えにくかったり、段差がわからなかったり、圃場の手入れは安全対策です。自走式の草刈りもすべてとはいかないはず。廃プラ燃やすとか論外ですが、刈草燃やすのは自由にさせてあげてほしいです。洗濯物の匂いを気にする住民に向かっての呼びかけが、具体的であってほしいとも

	<p>思います。野焼きをするのは翌日が雨の夕方だったり、よく晴れた日が続いた午後だと思うので。畔焼きシーズンは早く干して、早く取り込むとか、一定の理解という言い回しは違う気がするので、田園風景の中に住んでいるのですから、通報される方に一定の理解がないことも承知します。</p>
11	<p>農家が草木を燃やすことに対して、感情的な反発をする一部市民に配慮が過ぎます。しかも、科学的知見をねじ曲げてまで配慮するのは、教育上大きな問題があります。運用指針案の修正事項にある、野外焼却の禁止の根拠として「稲ワラなどからダイオキシンが発生するという誤解」とは何でしょうか。おそらくは農家への配慮だと思われませんが、稲ワラを燃やしてもダイオキシンは出るはずで。しかし、微量で人体に影響を及ぼすとは考えられない程度のもので。数値にすれば、ピコグラム単位でしょうか。</p> <p>古来、人類は今よりもはるかに多くの草木を燃やして生活をしていました。かまどで煙をもくもくさせて毎日主婦が飯炊きをしていた時代に、こんなことが問題になったのでしょうか。ちなみに高知では、カツオをおいしく食べるために「わら焼き」というワラを燃やして煙で燻して作る料理があります。これを危険な料理だと言う人はいるのでしょうか。そもそもダイオキシンの摂取を問題にするなら、我々が日常摂取するダイオキシンの由来は、90%が食事からであり、その7割、8割が魚からだと言われて。ダイオキシンの摂取を問題にするなら、野焼きよりも、まず魚を食べなくするのが喫緊の優先事項になるはずで。そうした認識を持たない野焼き反対派の「ダイオキシンが出る」は、科学を自分勝手にねじ曲げた、とってつけた理由に過ぎません。言い換えると、この問題の要点は野焼きの煙によって「洗濯物に臭いがつく」といったクレームに、行政が対処する必要があるのかどうかです。私はやる必要はないと考えます。なぜなら、農業において雑草や作物残差の焼却、そして山を整備するため木の枝などの焼却は昔からごく普通に行われてきたことで、農村部の風物詩のようなものだからです。</p> <p>野焼き反対派の多くは「田園都市」といった言葉に魅かれて三田に来られた方も多いでしょう。しかし田園の風物詩として野焼きがあると知らなくて、来てみたら受忍限度を超えていたということなのかも知れません。しかし、受忍限度をどう評価すべきでしょうか。たとえば、人が住んでいる横に鉄道が敷かれたとしましょう。電車が通過する時の騒音はかなりのものになります。先に家があり、あとに鉄道が敷かれたのなら「電車がうるさい」と苦情を付けるのには正当性があると思われ。しかし、鉄道が横にあるところに家を建てて移り住んできて「電車の音がうるさい」と苦情を言うのに正当性はあるでしょうか。普通はないと考えるでしょう。私はこの問題にも、同じことが言えると考えます。</p>
12	<p>野焼きの件で農家以外の人には何かと問題にされていますが、野焼きすることにより、三田市の農業の美化にも良いし、又害虫防除も良いとおもいます。野焼きで農家は注意するのは、水が多い湿った草を焼く農家が道側近くで野焼きが有り、白煙が出ている。草を焼く時は乾燥した草で一期に焼くことが第一条件だと思います。これからも旧三田市民と新三田市民とささいなことで争わずお互いが理解を思て、良き三田市民となる様と思います。</p>

13	今回の「例外となる野外焼却の運用指針」を策定しなければならなくなった経緯が理解できません。当然、農家も燃やしてはならないビニール等は燃やしておりませんし、近隣の住宅に迷惑がかからないようお互い声を掛け合って畦畔の草や、黒豆の葉っぱ、もみすり後の籾殻、山の芋の蔓、等を焼却しており何ら問題が生じてない。燃やしていると言うだけで何の迷惑を被っていないのに一部の人が騒いでいるだけではないのか。
14	地域農業の取りまとめ役である農区長の集まりである農会長での説明と、合意は得られているのか。
15	今回のような状況になる前に、市と警察とで調整ができなかったのか。今回の運用指針も警察と調整が出来ているのか。又、されようとしているのか。
16	私達農業従事者は、代々に渡り、営農を図る上で稲わらや雑草等を焼却して、病虫害の防除やそれらを焼却して肥料として活用しているものであり、あたかも農業は環境を害する事業であるかの如くその事業を衰退に追い込もうとしていることに危惧しています。それは、今、日本の食糧自給率が下がり、世界最大の食糧輸入大国で或ることを自覚していない指針（案）であると指摘したい。
17	市民生活に必要な国道・県道及び市道については、農業従事者が中心になって雑草等の刈り取りや焼却を行っています。その利益は農業に関係の無い人も享受しているものであり、農業従事者に配慮していない指針であると断言したい。
18	私達農業従事者が稲わらや雑草等を野外焼却する目的はたくさんあります。特に病虫害の防除や肥料にする等活用しています。また、防災の観点から雑草及び雑木が被害を大きくするので伐採し、焼却する事で貢献しています。三田市の里山と共生するまちづくり条例（案）に私達農業従事者（少数派）マイノリティの意見を切り捨てようとする、市街化区域や市街化調整区域がある事を考慮しない、一律の三田市の例外となる野外焼却の運用指針（案）に反対します。
19	市は農作業における対象廃棄物とは、どんな物を指して居られるのか。農業を行なうためには、いろいろな施設や広場がある。文字に書くと簡単なものであっても、実際はそうではないのです。作業する場所・場所によっては、現地焼却しなければならない。それは、区域・境界の確認作業、倒木現地伐採・焼却しかないのです。又、「三田市火入れに関する条例」があること知らなかった。多くに市民はご存知だろうか。市は、市民が罰則の対象者にならないよう、市広報や回覧等で周知徹底を図るべきではないのか（安全確保が必要ですが）。田・畑・山林に、それに付随する川や池等々。管理作業には、先祖伝来からの寺や神社。それに墓地等にもおよぶ。自然と共に生活するために多種多様の施設があることを認識していただきたい。
20	誰も法や規則を守りたい。けれども、農業をはじめ、自然を相手とする作業には、天候に大きく作業は左右されるので、自己中心的な考えをすててほしい。また、日時や期限まで限定しないでほしい。少しは辛抱してほしい。我慢してほしい。農業従事者は、出来る限り周りの方々に迷惑かけないように努力します。高齢化も進む中、農作業は困難時代を向かえています。周辺に居住する方と従事者と話し合いが絶対必要です。現状の社会情勢において、従事者と同居している人がいても、勤め人の方が多い。応援するには休日・祭日が主体。なかなか年休まで取れない現状にある。このことを行政や市民のみなさんに認識と理解を求めます。加害者と言われる方は

	非話したい。地域ごとに農業従事者とその周辺市民との話し合いを要求します。十二分に検討・協議がなされた上で、「野焼き運用指針」を決めればよいと考えます。
21	法令で定められているもの（例外となるもの）に運用指針が必要でしょうか。不要と思います。法令では、「処理基準を遵守しない焼却について行政指導、改善命令、措置命令を行うことはできる。」となっているのにあえて指針が必要なのはなぜですか。
22	運用指針（案）の11月・12月の野外焼却を控える期間の推奨。そして、野外焼却を削減させる畦畔管理について、いずれの提案も実施するにはコストがかかることばかりです。三田市における農業者の現状を把握しての提案とは思えません。1ヘクタール前後の耕作面積の農家が多い中、長年の減反政策で旧来からの稲作を制限され今や放置田も多い実情を念頭においての指針なのでしょうか。少しでもコストをかけないで先祖からの農地を守って行こうとしている現状を理解されているのか。このような農家は、勤めに出て給料を農機具につぎ込み農地を維持しているのです。補助事業の活用などできるわけがありません。11月12月の野外焼却は晩生の稲わらを焼却する一番良い時期なのです。畦畔管理についても農家が、自農地に隣接する市道の法面の草刈りを行っていて市道の機能維持の一助となっているのではないですか。にもかかわらず路面補修舗装工事の際には一切連絡もなく、しかも過去には余った舗装材を法面に捨てる行為もありました。どのように考えられているのでしょうか。
23	こういった条例や指針を作ることにより、従来から慣行により行われてきたやむを得ない焼却について、警察の取り締まりの対象となってしまうことを危惧するため、制定には反対です。
24	広報で知らすだけでなく農業従事者対象に地域ごとに話し合いを行い意見を吸い上げてほしい。
25	もっと兵庫県なり警察ともっと話し合い理解したうえで推進すべきではないかと考えます。
26	農村地域と都市地域に於ける野外焼却に対する規制の考え方を区分願いたい。農村地域は従来と同様に願いたい。市の案を導入した場合、農村地域における原風景は、荒れた地になると思われる。田園につながる道路周辺の草刈りをしなくなる（雑草だらけ）。住宅地を外れた周辺地も同様。
27	野外焼却に関しては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」以外にも道路法等の関連法令が存在し、触法か否かを判断するのは警察、最終的には司法であって、一地方自治体である三田市ではない。野焼きに起因する交通事故で道路法違反による検挙例もある。更に民事提訴の可能性もあり得るが、この指針の内容ではこれに沿っていけば問題は発生しないと営農従事者に誤解を与えかねない。真に営農従事者を法的リスクからも守りたいのであれば、上記関連法令だけでなく罰則も明記し、違法行為やそれによる事故の回避を当事者判断に任せるのではなく、1回の焼却量・焼却時間や道路・線路や民家から一定距離内での焼却禁止といった市独自の項目を設ける必要があるのではないかと。
28	農業廃棄物の野外焼却の即時全面禁止が現実的でないのは充分認めるが、一方で野外焼却の縮小、作物残さ等の有機物のリサイクル堆肥化の推進は国レベルの方針である。三田市が「里山と共生するまちづくり」を目指すのであれば、国の後追いではなく、地域の環境問題としての野外焼却に対する先駆的な取り組みが望まれるが、本指針は現状維持に汲々とするばかりで、推進すべく方向性が全く見受けられない。やむをえず当面はこうであるが、いつまでにするという

	具体的かつ段階的なビジョンが示されなければ意味が無い。
29	近隣において、十分な配慮の下で野外焼却を行っていた際に、通報により警察等が来て注意・指導をされる件が幾度となく続いている。慣習とおりの野焼きがそんなにいけないことでしょうか。今回、例外となる野外焼却の運用指針（案）を作成するにあたって、多く調査をされたことと思いますが、脈々と受け継がれてきた農業者のことを三田市として大切に考えて頂きたいというのが本音です。「対象廃棄物」・「実施方法」を守り、野外焼却しているにもかかわらず、過疎で冷たいと感じる警察の対応に憤りさえ感じているのは私たちだけでしょうか。安価な米、高価な農機具、それでも農地を守り続けてきた農業者の声に、真摯に答えて頂きたいと切に思います。通報者も一市民、農業者も一市民、施行されるにあたって、市民・行政機関・警察等の啓発活動も十分に行って頂き、安心して過ごせるようお願い致します。
30	庭の落葉・枝を焼却する行為まで規制する事には反対です。のどかな田園風景の中の秋の風物詩である「落葉焼き」が出来ない故郷三田なんて想像出来ません。子供達や孫とのヤキイモを焼く行事はささやかな秋の楽しみです。「生活環境の保全」には少しやさしさが足りないではありませんか。昔の三田市には見た目からもほのぼのとした田園風景が広がり優しく素朴な人々が暮すまちでした。薫煙による交通障害やダイオキシンによる人への害はもちろんゆるせません。我々多くの三田市民は常識人です。規制や監視を先行しない性善説をアイデンティティとした今まで通りの行政を行って下さい。行政監察の方々には規制、制限の身に重心を置く事なく、目的達成の為に一步踏み込んで対策案を考えて頂きたい。例えば、煙を出さない除草にはヤギを使えばどうですか。市内にはヤギが何頭いるのでしょうか。市の仲介で派遣活用すれば、夢のあるプロジェクトになると思います。高速道路、県道、市道ののり面の除草に活用した例もありました。管理、運営方法を具体的に検討されては如何でしょうか。需要は十分すぎる程あるので貸出し方法等を検討すれば実現可能と思います。優しい三田、夢のある三田へ何か良い案を考えて下さい。
31	三田市と三田署との話し合いが持たれない中ではどのような条例を作ってもムダなのでは。
32	運用指針の制定にあたり警察との協議は整っているのか。
33	閑散とした地域で風のない日の野外焼却は農業地域のなりわいで慣習です。野外焼却が住民に悪い影響もない地域でなぜ一律に禁止しなければならないのか理解できません。
34	農業者は野外焼却の例外として稲わら等の焼却が認められている。しかし、その前提として煙害により住人に迷惑をかけないようにすることが必要である。稲わら等の焼却で煙を出さない野外焼却は不可能であり、農業者は出来るだけ焼却以外の方法を検討したり、煙害を出さないように焼却の時期また十分な乾燥、焼却場所、風向きを考えて実施しなければならない。また住民もその周囲で煙害を被りそうな場合は、それなりの防衛対策や回避方法で対応することも大切である。三田のような田園都市で住宅地域と農村地域に暮らす人々が共生するにはどのようなことが必要かということをもみんなが考え理解し合わなければ田園都市は成立しない。三田市は、条例に基づいて田園都市で共生できる具体的な施策を示してもらいたい。
35	三田の農業をよく考えて運用指針を作成してもらいたい。今の農村集落の現状は、高齢者がほとんどで農村環境を維持している訳で、これが維持できなくなると農地が荒廃放置され、農地が山林原野のようになるかも知れないし、美しい田園環境は維持できない危機感を持っています。

	<p>集落内に市道・県道・河川の堤防等があるが、それぞれの土地所有者が草刈管理をニュータウン同様に当然するべきである。ニュータウン周辺の山林緑地帯の樹木が大変生長し、日蔭になったり、倒木がでたりしているので伐採してほしい。野焼きの通報があれば農家に対して指導しているが、通報者に対し農業のことについての指導がされているのか、すべきでないか。</p>
36	<p>農業人口が減りつつある中(全体的に農業という職業が選択されない)、農業者に過酷な措置が取られることのないように願いたい。</p>
37	<p>今回の農業残渣の焼却や野焼きに関する件に、どのような農業関係者が素案作りに参加されたのでしょうか。</p>
38	<p>例外となる野外焼却については、賛成ではありますが、腹の立つのは、一部のクレーマーに依って市、警察が振りまわされていることです。焼却する方も風向きに気を付けてすれば良い事で他の市では何も言っておらない。私は、ガイドラインは設ける必要はないのではないかと思います。それと市や警察に通報することを楽しんでいると思うので、通報した者の氏名を公表すべきである。公表する事によりおもしろがって通報する事も少なくなると思う。人権の問題もあるが、一農家としては生活にかかわる問題である。市や警察も、もっと強い姿勢で通報者に対応していただきたい。農家も焼却について、燃やせる物、燃やせない物を区別し、焼却する努力が必要です。これから放棄田も増えてくると思います。その解消していくには草燃やしも必要と考えられます。それと草刈機の購入やオニシバの種の購入については、多面的機能交付金よりとの事ですが、既に交付金は使い道があるので、購入の余裕がありません。別に補助金等を出すことが出来ないのか。</p>
39	<p>農業は三田市の立派な基幹産業の一つというが、なぜ降って湧いたように三田市だけが野外焼却について厳しく言うようになったのか。これまでも農地に隣接する県市管理の河川や道路等の法面は、すべて関係農家が草刈及び焼却等の作業を行っており、害虫駆除や安全性の確保、環境保全に大きく寄与している現状を十分念頭に置き、慎重に対応されることを望む。また、4点の修正箇所については修正理由が述べられているが、その他意見についても、丁寧な市としての見解を提示願いたい。</p>
40	<p>ガイドライン策定にあたっての経緯について、この度、市からガイドラインの提示がありましたが、なぜ「三田市だけ」がガイドラインを策定する必要があるのか、他の市の事例や県の意見、さらには農林部局やJ A、消防・警察と協議・検討の結果において、策定されているものか今回のガイドラインを読む限りでは市民には伝わってきませんでした。廃棄物処理法の視点だけではなく、市の農業振興の観点を踏まえた総合的な方針を関係部局と連名で出していただきたいと考えます。</p>
41	<p>匿名の人物による通報により、こうした事態になっているという噂を聞いておりますが、そうした方の真意をよく確認いただき、一方的に農家を規制するだけではなく、生活環境と農業振興の両立ができる施策を期待します。</p>
42	<p>「例外となる野外焼却の運用指針(案)」は反対です。まず、野焼焼却ってというのは、農家でなくてもダメなのは、法律で決まり当たり前です。学校の焼却炉もなくなったのですから。それは農家も分かっています。過去に、三田市発行のチラシもあったのですから。知らないのは、むしろ</p>

	<p>ろ街の人であり、今回、その人たちに知ってもらおう機会になったのは、少しだけ良かったかもしれませんが、いまだに全く影響がない方からの警察への通報が絶えず、かえって煽ってしまった感じすらします。この条例も拙速に決めると、それが益々エスカレートしていく気がしてなりません。この運用指針の前に、まず、三田市の都市計画について理解させてください。市街化調整区域について、街の人に、理解させてください。市街化調整区域はいわば、三田市でいえば、農業や林業を盛んにしているところです。工業地域で工場を経営しているのと同じです。工業地域内の工場に対し、うるさいって言って警察動きますか。商業地域で高いビル建てて、目障りって言って警察動きますか。牧場や農場は、匂いが臭いって言われ通報され、警察が取り締まりに来るのです。まず、それを街の人に理解させてください。まず、地域ごとに話し合いをし、市全体で協議の場を設けてください。</p>
--	---

○運用指針の目的：2件

No	意見の内容（要約）
43	<p>文明科学の進歩により、野外焼却の方法は必ず改善されることではと思いますが、現代は、本指針(案)をもとに地域の生活に著しい支障とならぬよう十分配慮して農地の保全 地域財産の有効保全を図ることを目的として野外焼却に努めて参りたいと考えます。</p>
44	<p>この運用指針の本来の目的は、悪質な産業廃棄物処理業者や無許可者による廃棄物の焼却を取り締まる罰則を全面に出してするものであり、例外規定は二次的なものにすべきである。</p>

○やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の意義：7件

No	意見の内容（要約）
45	<p>農業者の野焼き問題は何故ここまで複雑になってしまったのか不思議でなりません。もっとシンプルに「16条の2」の解釈については、平成29年9月に環境省から兵庫県警あてに回答がなされております。この中で「農業者が行う稲わら等の焼却」、「林業者が行う伐採した枝条等の焼却」などは法律施行令第14条第4項に規定する「農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」として考えられるものの例示であり、当該稲わら等の焼却は、個別具体的事情の下において、当該地方公共団体において、法目的に照らし判断されるものである。またこの通知における「稲わら等」の「等」については国においては具体例を示していないとされております。要するにこの判断は三田市がその焼却が農業者としてやむを得ないものか、悪質なものをかを判断した上で警察に通報すればよいものではないかとも判断できる回答になっております。わたしは、農業者と被害を受けておられるとされる市民の方々がいがみ合うのではなく、どうすれば問題解決の方向が見出せるかを模索すればいいと思います。その役目を果たすのが三田市ではないでしょうか。</p>
46	<p>農業を営む際に刈り草等の焼却は過去より慣習的におこなわれてきたことです。</p>
47	<p>農作物の為に、また環境保全の為に畦畔等で適正に管理し、雑草を何度も刈り取り処分することは不可欠です。</p>
48	<p>市内の全農家が、自力無償で農地畦畔等の雑草管理を継続して行くことは最も大切な作業の一</p>

	つであり、一定の野外焼却は必要不可欠と考えます。
49	例外となる野外焼却を認める理由として「農業の多面的な機能」が謳われているが、農水省は農業の維持に野外焼却が必要であるとは認めていない。野外焼却と農業の維持は全く次元が異なる問題で、野外焼却が農業の「多面的な機能」に必要というのは一つのドミノ理論であり、このような屁理屈を自治体の公的文書とするのは相応しくない。同様に、原則禁止だがやむをえない場合に例外的に認められているものに自転車の歩道通行があるが、当指針の表現は自転車が環境に良い交通手段であるから歩道通行を認めよと言っているのと等しい。また、「耕種的防除法」に関して、農水省が有効性を示しているのは雑草や被害残さの除去であって野外焼却ではない。もし公的機関における実証実験によって効果が証明されているのならば、その根拠を明示すべきであり、そうでなければ「有効であると言われていました」などという、俗説・民間療法のような記述を自治体が行うのは望ましくない。以上の理由で、本指針における第2章「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却の意義」は記載不要と考える。
50	近年のように台風が多いなかで被害を最小にするために農地やため池が果たしている機能をしっかり認識して市民が共に暮らす三田市にしなければ、これから更に課題が生じると考えます。
51	小学校では食育学習として稲の一生（田植え・稲刈り・乾燥脱穀・餅つき・クリスマスのわら細工・食事会など）を学び。一方 大人の日曜菜園では、枝豆オーナー、芋ほり、高齢者の健康維持の役割を果たす野菜作りなど 農村地域では、農業が持つ多面的な機能を果たしていることをすべての市民が認識して共生のまちにする施策が必要と思います。

○例外となる野外焼却が行える対象者：2件

No	意見の内容（要約）
52	野外焼却が行える対象者に農地の所有者又は農地を借りている農家、農家から委託又は作業の依頼を受けている者とあるが、農地の所有者は企業経営以外は個人所有であり、1人である、この文では所有者の家族、親戚、手伝ってくれる知人等が一切手伝えない。もっと範囲を広げるべきである。又、借りている、委託、依頼を受けているの違いが不明であり、口約束でもいいのか、契約書のような物があるのかも不明である。
53	野外焼却が行える対象者に市民農園利用者が除外されている。利用者も農地を借用している従事者ではないのですか。行政の考えを教えてください。貸主が整理整頓する事なののでしょうか。貸主は管理出来ないから貸しているのです。借地は借地です。差別はいけません。市民農園の貸主には、高齢農業者や従事出来ない女性だけの地主もあります。又、借主は自分達で貸主にめいわくをかける事無く処理することを約束し、利用されておられるはず。利用者は、毎日農作業に従事されてるのではなく、日曜・休日等を主体に作業されているのです。「ごみ」をごみ袋に入れ、集積日に集積指定場所に搬入することは困難。当然のとながら、農地で処理したいです。だめですか、強く除外を要求します。

○例外となる野外焼却が行える対象施設：3件

No	意見の内容（要約）
54	個人の農業用施設に面した、市道の両端、法面は、市が草を刈り取りし、処分願いたい。
55	対象施設について、圃場と隣接し、水路を挟んで県道の法面がある。県道管理者は1メートルしか草刈りをしないため、農家が草刈りを行ってきたが、今後は県道管理者に連絡すれば良いのか。この運用指針は、兵庫県とも十分調整されていると理解しても良いのか。
56	当地域では、県道・市道の法面・河川堤防の法面を、農家の手によって、年間4～5回の草取りとその焼却を行い、交通の安全と河川の維持管理に寄与している。今後は、県及び市でその作業を行ってくれるのか。

○例外となる野外焼却が行える対象廃棄物：17件

No	意見の内容（要約）
57	家の前は、道路で家の横と家の裏は、山です。11月、12月は山からの枯葉が沢山飛び散り、車が通るたびに枯葉が家の横に溜まり吹き溜まりになっています。毎日掃除をしないと枯葉で家の水路が詰まってしまう。病害虫の防除や鳥獣被害の軽減のためにも草刈は必要です。慣習として日常的に通常行われてきたものです。山の近くの家としては、11月12月の山の枯葉の野外焼却には御理解賜りたいとお願いします。
58	農業施設に隣接した土地からの木竹の枝は対象廃棄物には含まれないとあるが、これは対象廃棄物に含んでもらいたい。なぜなら伐採しなければ農地を管理することができないからです。
59	山すその農地に影響する部分を伐採する「陰切り」について例外として欲しい。
60	神社及び公会堂、健康広場の維持管理として、地域住民総出で、年2回草刈りと、枝打ち、剪定作業を行い、それらの焼却処分を行っている。それらも出来なくなるのか。
61	山間部に住む者にとっては大変厳しいものです。田畑のそばの木や竹の影切りした枝木、たけのこ栽培で整理した竹等はどう処理するのですか。産廃扱いになるのですか。竹や木の枝などの粉砕機や廃棄処理に対する助成金等を考えてほしい。
62	対象廃棄物の農業用施設に生えている小さな木竹とあるが、小さなサイズが個人によって違う。きっちりサイズを明記すべきである。また、農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝。この文では、木竹は良いが枝は禁止と読める。
63	指針案の後ろに付いている関係法令等の中に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）（2）震災・風水害・火災・凍霜害・その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却、この件について何も書かれてないと思うが、近年の異常気象、大型台風の多数の来襲等で果樹の枝折れ、竹の倒木、家屋の破損等多量の廃棄物が出た場合など焼却しても良いのか
64	対象廃棄物の項目にて、山林や竹林から搬出される木竹、並びに農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝がありますが、我々中山間地の田圃や畑には、隣接する木々や竹林が大きくなり、枝などが圃場に覆いかぶさるなど影を落とし、米などの生育に影響する場合も多々ございます。その場合、木や竹を切り、その場で焼却処理出来ないのでしょうか。特に、幹など重いものは、

	<p>廃棄物として運搬処理することは私に限らず他の農家の方々も年齢的にも体力がない方も多いと思います。その実情を理解いただき、もう少しある程度 現実的な内容に修正いただけることを期待いたします。よって、対象物の「農業用施設に生えている小さな木竹」を「農業用施設に生えている及び農業用施設にマイナス影響を及ぼす土地に生えている木竹」とすることでは如何でしょうか。修正のご検討をお願いしたいと思います。</p>
65	<p>対象廃棄物の記述中、「山林や竹林から搬出される木竹」と「農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝」は、対象廃棄物から除外となっていますが、これの見直しを願いたい。農家は田畑や生活道路、山林や原野に隣接しているところに住居が多くあります。各集落では、春・秋の彼岸や休日に年数回の村用の機会を設け、共同で日常生活に支障のある公共的な場所の維持管理作業を行ってきました。例えば、道路側溝の清掃、市道脇や堤防の草刈り、街路灯や車両通行に支障のある山林樹木の枝切りなど、自分達でできる範囲は、地域の環境美化活動としてこれまで継続的に行い、今日に至っています。農村環境を維持し、守っていくためには、今後も、このような作業は必要と考えていますが、同作業に伴い、農用地以外の山林や竹林の枝は、他の場所に放置できず、焼却処分をせざるを得ないのが実情です。また、各農家は、山林や竹林に隣接した住宅が多く、田畑も同様の状態です。敷地内に覆いかぶさる隣接の山林樹木の枝や竹は、小さい内、早期に、枝を切り、処分する必要があります。隣接した土地の枝等の廃棄物が、野外焼却の対象廃棄物に一切含まれないのであれば、放置せざるを得ず、農家の住宅も、農地も現状の環境を維持していくことが到底できません。今後一切、焼却処分ができないという運用指針（案）ではなく、消防署への届出等を条件に認めていただく等の再検討をお願いします。</p>
66	<p>農地保全のため山影の樹木の伐採は、他人の用地であっても認められた行為であるが、この伐採により発生する樹木・竹林は焼却の対象として認められるのか。</p>
67	<p>農業用施設に隣接する山林や竹林の枝等は、施設に日陰をつくり農産物の成育に影響を及ぼしたり、施設管理を行うための通行に支障を来す場合があるので野外焼却の例外として対象施設の中に記載すべきであると前回のガイドライン（案）では意見を出したが、市の考えは「法令で野外焼却は原則禁止されています。木竹は、野外焼却せず適切に処分をお願いします。」であった。このような農業用施設に悪影響を及ぼす木竹の伐採・処理は農業を営むうえで必要な行為であり、野外焼却が禁止されているなら三田市が取りに来て処理するような事を考えるべきである。農業者は、本来市が行わなければならない道路、水路及び河川の法面などの除草をして処理しているわけだから農業者が処理できないものは市が処理して当然である。</p>
68	<p>対象廃棄物から除外される「山林や竹林から搬出される木竹」「農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝」この2項目については、山林に接した集落では農地や水路農道などの管理のため、木竹の処分は大変重要である。また日照確保や台風倒木防止のためにも焼却処分が必要である。</p>
69	<p>作物残さで田畑から自宅周辺に持ち込み、焼却処分するのは農作業上よくある（もみ殻、大豆の木ガラ、ピーマン木など）、野外焼却のやむを得ないものに該当しないことの理解ができない。</p>
70	<p>対象除外廃棄物のうち、「農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝」とあるが、市域には山林・竹林に隣接する農地も数多く見受けられる。台風などにより、田畑に枯れ枝が倒れたり、日陰等の妨げになる事もある。稲作等に影響がある箇所等については民法上陰切りが認められてお</p>

	り、一律の除外は論外である。何故か明確に所見を述べられたい。
71	廃棄対象外とされる木竹について、農家の多くに、水田と隣接した山林を有することがあるが、農家の運営上やむをえない木竹などは伐採、焼却をある程度認める必要があると考える。また、こうした廃棄規制により、処分費が増大し、農家の負担が増大することがあるため、環境保全対策と農業振興の両立のためには、市としても処分費の助成、規制を遵守する農家に対する税制優遇、単に規制し行政指導するだけでなく、農家も納得するような適正管理方法の講習会等の開催を検討いただきたい。
72	対象廃棄物に含まれないものとしての市民農園利用者による刈り草や作物残渣があるが、市民農園利用者でも作物生産作業に伴い発生するものであるのになぜか。また、山林や竹林から搬出される木竹や農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝は田畑に接している場合、日陰になる、枝が落下するなどで、焼却（木竹灰は有機質肥料として活用）するのに安全な場所への移動が必要になる。これは火災予防上の観点からも搬出は必要。
73	対象廃棄物の農業用施設に隣接した土地からの木竹の枝でたき火もダメなんですか。たき火と野焼きの差は。燃やす規模の問題ですか。それとも場所ですか。

○例外となる野外焼却の実施方法：4件

No	意見の内容（要約）
74	野外焼却を直ちに中止することはできない。風向きに注意して影響がないと思って火をつけても風向きは刻々と変わる。その都度、火を消しては仕事にならない。中止をしなかったら行政指導の対象となるのか。
75	実施方法の夜間の野外焼却はしないにおいて、夜間とは日没から日の出までという時間で縛らないということで良いですよ。その付近の空が暮れ暗くなったらということに理解します。ただ、私自身もそうですが、平日は会社勤務であり、雨の降らない時に帰宅してからの作業というケースも多々ございます。日の明るい内に作業を始めたとしても火を相手にしておりますので、日が暮れても区切りが付くまでは作業しておかないと作業が遅れ次の工程に支障をきたすこともまれにはありますが想定されます。運用指針を厳格に指摘される方もあるとお聞きします。若干でも猶予ある記載方法にさせていただけると有難いのです。
76	野外焼却によってお互いに生活に支障をきたすことはダメであるが、他の条例などで決まっていることで対応できるといえる。農村地域の環境保全と生活環境保全を公平に考えることが重要である。煙や臭いについても長時間は問題があるが、一時の感情で判断せずにお互いに理解するようにすべきである。
77	実施方法の「例外となる野外焼却を行うときは、煙や臭いによる近隣住民への影響や延焼による危険もあることから」とあるように、危険性が予見できるからこそ他の安全な場所に移して焼却する場合も考えられる。そうした場合、注意事項のただし書きの例外規定を準用することの理解でよいのか。

○例外となる野外焼却の削減への取り組み(推奨期間)：11件

No	意見の内容(要約)
78	野外焼却を控える期間の推奨を設定する根拠が明確でない。農業者に対する指導であれば期間を設定する意味がない。稲わら等を収穫作業が終わった後に焼却するのではなく、新年になってからなら大丈夫と取れるが、本来の意図とは違うと考える。敢えて野外焼却を控える期間を設定する必要は無い。削除願います。
79	11月1日から12月31日までを野外焼却を控える期間にするというのは農家にとっては迷惑なことです。この期間も農家は焼却を行う期間です。
80	天候、仕事の関係で自粛日にも野外焼却をしなければいけない農家もある。周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組みで自粛日を設けるのには断固反対です。
81	野外焼却を控える期間の推奨については、本当に農家が理解しているのか疑問である。多くの方が兼業農家で、休みの日に農作業している。稲刈りが終わっても草は伸び、年内に田をすき込まなければならぬため、草刈りを行っている。
82	例外となる野外焼却を控える期間は、稲わら・雑草を効果的に焼却する期間であるので、期間を定めて推奨することは止めて欲しい。
83	稲わらのすき込みは、従来から環境への配慮及び田の地力の向上の観点から行っており、「11月1日から12月31日の間は野外焼却を控える期間の推奨」との文言に変えても、この期間は野外焼却してはいけない期間と多くの市民の方には受け止められている。昨今の事情により農業者は様々な方法で野外焼却を控えるよう努めてはいるが、どうしても天候や作業等の関係でこの期間に野外焼却をせざるを得ないことがある。例外となる野外焼却の運用指針に「11月1日から12月31日まで」と言う様な期間を定めるのはやめていただきたい。
84	11月、12月を例外となる野外焼却を控える期間として推奨するのはおかしい。今や稲わらを焼却する農家はほとんどなく、多くの農家は圃場に鋤き込んで循環させている。しかし、畔草や作物残さ全てを圃場に鋤き込み循環できるわけではない。畔草の中には悪草があつて圃場に入れると翌年には大変な事になる場合がある。また、軟弱野菜や大豆の葉などはほとんどの農業者が鋤き込むがナスやピーマンまた大豆の茎を鋤き込むと何年もそのまま、水田にしたら田んぼの中でプカプカ浮いている。三田の特産物である黒大豆にしても脱粒後はその豆殻を鋤き込んでもなかなか腐らない。そのような作物残さは焼却しか方法がなく多くの農家は焼却してカリとして圃場に戻している。また稲刈り後の籾殻を焼いて得るくん炭も土壌改良剤として有効である。これらの作業のすべてが11月、12月に行われ、その後にコンバイン刈りされた稲わらを堆肥化するために少なくとも年内に圃場へ鋤き込む。例外となる野外焼却を控える期間を11月、12月と推奨するのは現実に合っていないし農業を知らない者の言うことである。農業者はいかに有機物を有効に循環させるかをみんな考えながら農業を営んでいる。市は、ガイドライン(案)では自粛期間にして、今度の運用指針(案)では推奨にしているが、市役所の職員の中には兼業の農業者も多くいるだろうし、農業創造課もあり農業のことは良く理解しているのではないのか。こんなことを提案して三田の農業が創造できるのか。今まで何度もJAの理事やJA三田営農のマネージャーやリーダー、JA各支店支店長や各地域の農会長、認定農業者、集落営農組織代表者、認定新規就農者の意見を何度も何度も聞いてきたわけで、

	その結果が推奨ですか。いったい何を考えて仕事をしているのですか。
85	野外焼却を控える推奨期間の11月1日から12月31日については秋の収穫が終わり、農地の作物残さや周辺の草木をできるだけ年内に焼却処分して、新年を迎えるという農村集落の慣習が強いことを考慮するべきである。
86	例外となる野外焼却を控える期間の推奨については理解のとおり、畦畔の草刈や土手焼きは、病害虫を駆除する大切な作業のひとつである。「効果的な農作物の生産を図るため、11月から12月の2か月間は野外焼却を控える期間として推奨」とあるが、何のための2か月間か。水稲も品種により刈取り適期も異なるうえ、特に昨今の異常気象により農作業も大きくずれ込んで来ている。また、長期間、刈り草を放置するとミミズが湧き、モグラの被害から畦畔を傷め、崩れの原因ともなる。農作業の適期や実態に即した対応が必要であり、推奨とはいえ、期間を定めるのは適切ではない。
87	野外焼却の自粛期間について、10月に駆け込みの焼却が行われ、天候や風向きによってはかえって危険を伴う場合もあります。明確な根拠を示さない自粛期間は設定せず、自粛を呼びかけるにとどめた方がよいと考えます。
88	例外となる野外焼却を控える期間の推奨の11月1日から12月31日までを控える期間とする根拠は何ですか。

○例外となる野外焼却の削減への取り組み(その他)：13件

No	意見の内容(要約)
89	①自走式草刈機は高価である。(平面用、法面用の2種類が有り、各々1台約25万円) ②共同で購入、使用する方式では、刈取時期が重なり、自由に使用出来ず、又、メンテナンス等でも問題が発生する。 ③畦畔には、平面と法面が有り、法面では、傾斜角がきつく、又、斜面の高い所が多く有ります。この様な所では、自走式草刈機の使用が困難であり特に高齢者には危険が伴います。事実、作業中にケガをされた方が何人もおられる事を聞いて、私は使用しておりません。 ④長い草は刈り難い為、草が短い時期に刈らなくてはならない。すると、年間の草刈回数が増加する。 ⑤草刈時期によっては、すぐに次の草が生えてくる為、草刈が困難になり、その為、焼却しているのが現況です。
90	自走式草刈機の共同活用は無理です。草刈りの時期は、農家はほとんど同時期です。
91	センチピードグラスの導入とあるが、本当に生物系などに被害を及ぼさないのか疑問です。本当に農作物に影響が出ないのか心配です。篠山では問題になったと聞きました。畦畔の草刈りが年間1～2回で済むとあるがこれも半信半疑です。
92	自走式草刈り導入とあるが、現実的ではない。草刈りが皆な同時である。
93	自走草刈機はあまり多くなならないうちに草を細断することによりとあるが、大きくなならない内に草を細断するには草刈りの回数が増える。軽減どころか労力が増える。又、自走草刈機は、草は刈るが細断は出来ない。自走草刈機で全て解決出来ると勘違いさせる。

94	センチピードグラスを導入すれば刈るのに自走式草刈機が必要になるように思えるが、その記述は必要ではないか。また、畦畔に導入した場合に畦から田んぼ内への進入は無いのか明記してほしい。田へ水を張ってないときは特に。
95	自走式草刈機の導入を推奨されているようですが、近所でお持ちの方のを借りて試してみましたが、中山間地の田圃の土手は、高く傾斜も急で、慣れていないこともあるかと思いますが、かえって危なく、力も必要な感じがしました。まして、購入単価も高いし、草が短い内の頻回なる草刈りでは燃料代もかさむことと思います。非農家の方のご意見も一部は理解しますが、その点 協調していく為に圃場面積配分で市税にて若干ながらも補助することも一考かと思えます。
96	畔等の草の堆肥化との指摘ですが、畔や休耕田から発生する草の量はどれほどの量を予測されているのか。家庭菜園ならまだしも兼業農業者でもかなりの量となると予測されるが、指示する以上その量等は予測されているのか。また、センチピードグラスの植栽等の指摘ですが20アールの農地の畔に植栽する場合の経費ほどの程度必要と予測しているのか。
97	例外となる野外焼却の削減への取り組みの内、資源循環型農業への取り組みにおいて、「刈り草をマルチ資材として畑の草堆肥として再利用」とあるが、刈り草には雑草種も多く含まれており、畑の管理上からも問題がある。また、「剪定枝は、粉碎機によりチップ化し」とあるが、粉碎機購入との費用対効果からすると、大規模果樹園は別としてできるものではない。奨励するのであれば、購入補助や斡旋等も併せて検討されたい。
98	例外となる野外焼却を削減させる畦畔管理の導入事例として、活動団体による交付金を活用した自走式草刈り機の購入とあるが、余り住環境に影響のない地域の営農組合など特定の団体に限定された話ではないのか。多面的機能支払交付金等の補助制度活用とあるが、耕作面積の少ない小規模兼業農家で対応できる話ではない。また、交付金がどの程度で、自己負担金がどれくらいになるのかなどの情報提供も必要である。また、畦畔の植生管理としてセンチピードグラスの導入が上げられているが、初めて耳にした。本当に管理労力の負担軽減が図れるという導入実績があり、全国的に効果が上がっているなら、その導入状況や効果を何故もって農会長会等を通じて周知し、普及に努めないのか。単なる野外焼却削減の根拠付けと受け取れる。
99	例外となる野外焼却の削減への取り組みで粉碎機によるチップ化のような経費のかかることを推奨されても斜陽産業の農業には受け入れ余地がない。
100	畦畔管理についての自走式草刈り機の導入は斜陽産業の農業には受け入れ余地はなく農業者に負担を強いることになる。
101	資源循環型農業への取り組み等は、本来、農業政策としての話であるのにも関わらず、農政や都市計画の担当が説明しないのはいかがなものでしょうか。自走式草刈り機の使用やセンチピードグラス導入は、その費用は誰が持ち、誰がするのですか。まずは、三田市が道路の法面や、河川の法面を実施してください。その実証を得て進めるのが、筋ではないですか。自走式草刈機よりも、破碎機をクリーンセンターに導入した方が、廃棄物の野焼きも減り、効果的だと思います。

○生活環境への影響に配慮した地域での取り組み：4件

No	意見の内容（要約）
102	我々の地区はモデル地区に指定してもらいたくない。農家としての仕事ができない。
103	周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組みで地域で話し合いましょうとあるが、田んぼの所有者は同じ地域にいるとは限らないし、田のある地域に住んでいるとは限らない。どうやって話し合うのか。又、自粛日を設けてとあるが、農家でも作業の都合、植え付け作物の種類の違いによりいろいろで有り、日を決められるものでは無い。不可能である。この運用指針が出れば余計に農家と非農家の意思も合わなくなり調和どころでは無い。
104	農家が稲わらや刈り取った草を屋外で焼く野焼きは病虫害駆除の役割などを果たすとして昔から行われてきました。農業を営む上でやむを得ない事だと思います。野焼きの行う時間を決めてすれば、その時間は窓を閉めるとか、洗濯物を中に入れるとかできるのでは。1年間で少しの事なのでないか。農家だけの問題ではなく、一般市民も野焼きに対する理解を深める努力をしてほしい。一緒に農業について考えてほしい。
105	周辺地域の生活環境に与える影響に配慮した地域での取り組みの取組みモデルとして「自粛日を設けて周辺住民に周知する」とあるが、兼業農家も多く、生活様態や農作業の形態、事情も異なるため、一律に自粛日を設けるのはどうか。むしろ、環境面に配慮したルールづくりを行い、周知するのが先決であるし、言われるまでもなく各農家も周辺環境に気を配りながら作業を行っている。

○その他の意見：56件

No	意見の内容（要約）
106	9月15日発行のガイドラインは行政監察委員の指摘を受け作業を進めていると表記しているが、何故、監査委員による指摘となった経緯が明確でない。三田市環境衛生課の対応につき不信感を持たれた結果では。今回の行政監査を依頼した人に対して丁寧に説明を行なったのか疑問に思う。
107	何故、農業者にとって迷惑な運営指針の成立を進めているかの経緯を説明してください。
108	他市では従来から何の問題意識もなく平然と野焼きが行われております。お隣の神戸市北区や篠山市。丹波市、加東市など一目瞭然であります。この現実に警察行政の公平性は果たして担保されているのか、三田市の農業者だけが「何故」と感じているのは私だけではないと思います。結論ですが、本条例の目的にこの野焼き問題を取り込むのには何か無理があるように思います。
109	ニュータウン開発が始まり30年40年たち 突然罰金30万と言われても昔から農業をしている者には、反発がある。なんでも、かんでも多数票で可決された条例には断固反対する。全国市町村で野焼条例を実施している市町村はいくつあるのか。賛否は、どうなのか。
110	三田市で大きな問題になっている「野焼き」ですが、神戸市北区長尾地区では「野焼き」の煙を目にします。同じ地方行政で何故 対応が違うのですか。
111	農家の理解が得られてない状況で、なぜ12月市議会に提案しなければならないのか。

112	条例第2条定義第1号里山について、「市街地の公園及び緑地」の市街地とは何か。市街地区域を指すのか。また、調整区域にも公園及び緑地があるが、これらは除かれるのか
113	条例の施行日について、11月1日の広報紙で、野外焼却の運用指針は、平成31年4月1日の施行と掲載されている。しかしながら、条例案の付則の経過措置には太陽光発電関連のみしか規定されていない。パブコメの条例案が間違っているのであれば、大変重大なことである。間違った内容で、市民に説明やパブコメを行っていることになる。
114	今回の取り組みを伸びゆく三田で広報されているが、どれだけの農村地域の住民が読んでいるか疑問である。ましてや、農業を支えている高齢者が多い農村地域ではなおさらだと思います。
115	近隣の神戸市や三木市、篠山市ではこのような動きにはなっていないように思われます。なぜ、三田市だけがこのようなことになるのかと思います。
116	新旧調和のとれた、心のふれあう田園文化都市三田が、今回のことで、新住民と旧住民との対立のような構図になるのは、非常にまずいと思います。
117	三田市における農業従事者による野外焼却は、あくまで市民生活における配慮を促すものであることから近隣住民とのトラブルの根拠とする事例は横暴である。
118	転入して来られた市民の多くは、私達農業従事者による農薬散布や雑草等の焼却を目の敵にしているものであり、三田市の産業を守ろうとしていない指針（案）です。私は三田市の将来を心配しています。
119	周辺地域の生活環境に与える影響にある洗濯物に臭いがつくのが嫌な方は、乾燥機やコインランドリー等を利用することを推奨してはいかがでしょうか。自分達も自然を享受しようと思えば、お金がかかる事は当然のことだと思う。
120	新聞に発表された「市オンブズマンの意見書」に基づき、「例外となる野外焼却のガイドライン（案）」が公表された。それに基づき意見書を提出し、また、「里山と共生するまちづくり条例（案）」にも意見を提出した。その理由は、市街地に居住する市民から「加害者扱い」され、そして、三田警察署からは「野焼き」について犯人扱いされたからでもある。従来からの農事作業方法なのに私たちの地域は市街化調整区域であり、基本的には、農林業地域。マンション・個人住宅や商業施設等の建設は出来にくい地域である。農業従事者は農業に困っている。「農業をやめろ」「農業をするな」と言われているのだろうか。行政の方針を問うと共に、理由を聞かせて頂きたい。
121	警察で長時間、野焼き以外のことまで聞かれた高齢者がおり、それが原因となり入院された方がいます。もし、親族から保障問題が起こればどうしますか。
122	いま、農林業に従事する関係者は、生活安定化の為に苦慮しています。全国的に農業一本での生活ができなくなりつつあります。テレビや新聞等々の情報機関から流れている通りです。三田市の現状から旧住民の3倍以上、新住民の方々と論争しても勝ち目はないでしょう。それは私たちに専門の知識もなければ、弁の立つ能力もありませんから。また、農業廃棄物焼却について当地域においてはみんな合意了承しています。市や警察は通報者に現地状況報告されていますか。通報者の言いなりになっていませんか。通報者がどの辺で、どれほど困っておられるのか知りたい。とにかく、行政は地域行政組織の一本化と共に警察・県・市・農協関係者等を

	含めて「いい農業政策づくり」を目指して話し合いをしようではありませんか。期待しています。
123	「三田市里山と共生するまちづくり条例」と整合を図るためとありますが、里山は農村部に存在するのではありませんか。里山と共生とは、農村に負担押し付けているように感じます。生き物の「在来種」が「外来種」に駆逐されているように感じます。外来種が在来種への理解を深めるようなことが行政としてできないもののでしょうか。我々の地域では市街地の下流域に農地が展開していて、いまだにペットボトルやビニール袋などのごみが用水路に流れてきます。あきらめの心境で清掃をしています。このような状況下で「共生するまちづくり」ができますか。一方的に感じる指針（案）からは弱いものいじめをしているようにしか感じられません。
124	今回いろんな意見が寄せられると思いますが、不採用も含め集約したものでよいので広報誌などで、ぜひ公表してもらいたいです。
125	運用指針の元となる里山の定義が不明確である。辞書によると、人の住む地域に隣接した小山・林・沼などの自然環境となっている。三田市の定義ではいろいろ書いてあるため余計に分かなくなっている。集落と市街地、市街地の公園以外の公園はなど
126	この運用指針を4月からの施行はとて無理、問題だらけで施行されれば大混乱になる。この条例以上に警察との詰めを行って市と警察間で意思合わせを行うべきと思うけれども。市と警察がばらばらではこの条例も何の力も意味も無い
127	現在、近隣3世帯と協力して1000m ³ 以上ある放置竹林の根絶を目指して、作業を進めようとしています。平日は仕事があるため、土日にしか作業できないため、おそらく5年以上はかかるのではないかと考えています。こういった、竹林を適切に管理していくということも地域環境を守る重要な作業であると思います。隣接世帯全ての合意で協力して行おうとしていることですので、「周辺住民への迷惑」ということにも該当しません。このまま放置していれば、子供の代になるともう完全にお手上げ状態になるため、今のうちにやっておこうということになりました。粉碎機も購入し、可能な限りチップにもしていますが、あまりに太いものは粉碎も無理ですし、枯れた竹は繊維がチップに絡みついたため、投入できないため、近くの家から消火用のホースを伸ばし、少しずつ焼却するしかないと考えています。そうでないと、竹林の管理はとて自分たちだけではできません。市街化区域なら逆にそういった竹林も無いのかもかもしれませんが、調整区域ならたくさんあると思います。連絡したら現地に取りに来てくれますか。集めて持って帰ってくれますか。市街化区域であれば、家の庭の木を切った際にも、ゴミ袋に入れて、燃えるごみ扱いとして出すことは、実際やっておられるのはわかっていますが、我々の場合は全く量が違いますので、広大な面積の大量のものを集めてゴミ袋に入れてというのは現実的には不可能に近いです。条例などの制定とは関係なく、少しでも焼却をしなくても済むように、平日だけでなく、土日トラックでクリーンセンターへ持ち込んだら、受け入れてくれるとかの対応をすぐにもお願いします。制定となるのであれば、土日クリーンセンターでも受け入れとともに、せめて、届け出させて許可制にするとかの柔軟な対応をお願いします。そうでないと、里山は余計に荒れますし、枯れた木や竹をそのまま現場に放置しては、たばこのポイ捨てなどで、火災になる可能性もあり、かえって危険です。お金を払ってまで、処分業者に依頼するということでは、こういった広大な土地の維持管理は不可能です。ニュータ

	ウンの宅地と調整区域内の農地や山の管理を同列に扱おうとすることに無理があると思います。
128	野焼きを見つけては警察や市役所に通報し、野焼きをする農業者はまるで犯罪者のように思われている。一般市民の方に対し、市はあらゆる機会を通じて啓蒙していただきたい。
129	野外焼却について、他のごみと一緒に焼却せず天候や風向きに気を付けながらすれば、良しとし、省力化をしないと農業継続者がなくなると危惧します。農業体験をしたり、農業をもっと理解してほしい。
130	通報者がなぜ田んぼの畦で燃やしているのか必要なことをその通報者に理解してもらえるように話をすべきでは、一方的に言われているのはどうか。一緒に考えてもらうともっと住みやすくなるのでは。
131	11月1日の「伸びゆく三田臨時号の運用指針（案）」については、ここで言う「里山」の定義が示されていません。広義に「里山」とは山、裏山という解釈ですから、なぜ「山」に於て野外焼却の運用指針案が関係するののかと思っておられる方は多いので、この件調整して改めてコメントを募集すべきと何度もお伝えしておりますが、そうはならず当局が求めておられるコメントの意味がわからないまま関心が低いのではと思わざるを得ません（公聴会の参加者が少なすぎます。同一人ばかり）。農業振興地の里山に囲まれた地域の農業者でさえ、そのような解釈です。
132	ソーラーパネルと野外焼却の問題は分けて扱う方が、市民理解が得やすいのではありませんか。
133	何故、急ぎますか、全市農会長で「早く終息させないと混乱が広がる」というようなことでしたが、その後も対応が悪く「火入れ」についても新しい事態が生じている中でますます混乱しています。
134	今回制定の条例と類似するような条例を制定されている市町村はあるのか。制定されている場合はその効果は。例えば、野焼きが皆無になったとか、警察の指導がなくなったとかの効果はあるのか。
135	三田市における農業は基幹産業ではないのか。基幹産業である農家を守るための市政が必要ではないのか。今回の条例や運用指針の制定は、農家いじめにつながると考えます。市は市民を守るための市政展開を図るべきではないのですか。
136	議会で規則などを決めるには、選挙の前に事柄を発表して立場を明確にして当選した議員が議会で決めるのが筋と思います。今回のように任期の途中で市民には、議員が賛成か反対かもわからないまま議会で決めることには反対します。
137	庭の樹木の枝でたき火を行うのは冬季の習慣であり、小手先の方法で習慣を変えることは無理でしょう。本格的に都市地域と農村地域の調和を求める施策を市民が一体になって進める必要があると思います。
138	市は先に出された例外となる野外焼却のガイドライン（案）に対する市民意見の募集をし、その結果と市の考え方をホームページに掲載した。私も意見を提出したが質問さえも記載されていないものがあつた。なぜこのような事になったのかを説明してもらいたい。
139	例外となる野外焼却のガイドライン（案）に対する市民意見を募集され、私も意見を提出した

	<p>が質問事項さえも記載されていないものがあった。それを再度次に原文のまま記載するので市の考えを聞きたい。「今日まで慣例化されていた農業者による野外焼却が大々的な問題となっている。これは他の市町村には見られない特異な事例である。今回、当市ではガイドラインを作成することになったが、なぜここまで問題化したのかを市民に説明されることを要望する。」</p>
140	<p>市は先に出された例外となる野外焼却のガイドライン（案）に対する市民意見の募集をし、その結果と市の考え方を市のホームページに掲載した。私も意見を提出したが市の考え方の記載は丁寧さに欠ける。例えば、自粛期間に対する意見は色々な考えから21件あるが、20件目まで市は全て同じ答えを貼り付けているだけである。このように同じ答えを貼り付けているところは他にもたくさんある。また、意見に対して市の考えを答えていない、答えになっていないところも多々ある。例えば私の意見No58では「記名での意見集約なので無記名のものについては取り上げる必要は当然ない。」と意見しているが市の考えは全く記載がない。またNo198でも、意見交換会については答えているが「意見を求める時期や意見をまとめる期間」についての事は全く答えていない。市は寄せられた意見に対して丁寧かつ分かりやすく答えなければならないし、質問に対して答えないと言うことなどはあってはならないことだ。市の考えを聞かせて欲しい。</p>
141	<p>市は先に出された例外となる野外焼却のガイドライン（案）に対する市民意見の募集をし、その結果と市の考え方を市のホームページに掲載した。意見を寄せた市民は41名で意見件数は234件と記載があった。しかし、この中に匿名での人数と意見が含まれている事が後に分かった。私はガイドライン（案）に対する市民意見で「記名での意見集約なので無記名のものについては取り上げる必要は当然ない。」と述べている。この意見に市は全く回答もせず匿名も名乗った者も同等に扱って区別無く全て同じように取り扱い、その数も記載していないのはおかしい。何らかの形で線引きが必要であったのではないか。市の考えを聞きたい。</p>
142	<p>市は先に出された例外となる野外焼却のガイドライン（案）に対する市民意見の募集をし、その結果と市の考え方を市のホームページに掲載した。市の考えの内容は丁寧で分かりやすいものではなく、更に意見や質問に対して答えていない部分も多々ある。市は、市としての考えを再度作成し直してホームページに掲載するべきである。農業者にとっては収穫の繁忙期で短い期間に時間を割いて意見を寄せているわけである。丁寧で分かりやすい回答をする責任がある。市が市民意見を募集することは今後もあるだろうが、今回のような答え方をしていたのでは意見を出す市民がますます少なくなっていくことは明らかである。</p>
143	<p>市は11月1日の広報で運用指針（案）を示され10月11日から10月30日までの期間で意見募集していたが、意見募集を11月12日まで延長すると記載している。市民がこの運用指針（案）はガイドライン（案）を修正したものであると知ったのが11月1日の広報である。どうやら運用指針（案）は10月11日に市のホームページに掲載されていたようである。しかし、ホームページではガイドライン（案）を修正したものであることの説明はなく、またホームページに運用指針（案）が掲載されていることの周知もなかった。さらに、10月15日の広報でも里山条例（案）のところで「運用指針（案）」という用語が掲載されているが、ここでもガイドライン（案）を修正したものであることの注釈はなかった。広く正確にガイドライン（案）を修正したものが運用指針（案）のことであると市民が知ったのは11月1日の広報</p>

	<p>である。前回ガイドライン（案）の意見募集時にも時期（農産物収穫の繁忙期）と期間（15日間）を考えてもらいたいと言う意見はあったし、他の会合でもそのような意見は強く出ていた。にもかかわらず今回も農産物収穫の繁忙期で期間は実質12日と更に短くなっている。市はどのように考えているのか？</p>
144	<p>例外となる野外焼却について説明を求めたり、質問や意見のある人は沢山いる。市に確認すると、その機会が10月15日の広報に掲載した10月27日、28日、30日の意見交換会であるとの説明であった。広報紙には「条例（案）について、広く皆さんのご意見をお聞かせください。」としか記載がない。ただ、条例（案）の中に「運用指針」という言葉が出てくるが、この時点（10月30日）で運用指針がガイドライン（案）を修正したものであることは市民に説明されていない。広報紙へのこのような記載で例外となる野外焼却について意見を言いたい人が集まるはずがない。実際にそれぞれの日に申し込んだ人は二十人未満だと聞いている。市の広報紙での周知の仕方が非常に悪い。市はどう考えているのか。さらに、このように例外となる野外焼却については、農業者に十分説明できていないし、意見も聞けていないので再度運用指針（案）について説明し、意見を聞く場を設定すべきである。そして、例外となる野外焼却に反対している方も出席して戴き意見を述べればよい。</p>
145	<p>市内では、ある特定の地域内でのみ野外焼却が見受けられると生活環境上支障が無くとも警察に通報されているようだ。警察が通報を受ければ匿名であっても状況確認をして注意、事情聴取等をされているようだ。いくら例外となる野外焼却の運用指針を策定しても、それに従った野外焼却をしても生活環境に支障があるかないかは警察の判断になるようであって、運用指針を策定するだけではあまり意味はないのではないかと。市が運用指針を基に警察との協議調整を行っておく必要がある。また、通報者についてはどのように生活環境に支障があったのか直接現場確認したうえでの判断でなければ農業経営に対する妨害行為でしかないと考えるが、市の考えを聞きたい。</p>
146	<p>田園地帯の新築家屋やマンションに入居するに当たっては、周囲が農作物の生産施設であることへの理解とそれを受け入れての入居を誓約しているのではないかと思うのだが、三田市はどのように関わってきたのか。また今後このことについて、どのように関わろうと考えているのか。</p>
147	<p>三田警察署から三田市に対して、畔草を焼却していた農家が結果として延焼してしまった事について平成29年7月24日付で次のような疑義照会があったと聞いている。「農業者として農産物を生産する土地を手入れするために雑草を刈り取ることに正当性はあるが、焼却処分までもが正当性に付随して当然認められるものではなく、市の指定袋に入れ、家庭ごみとして出すかクリーンセンターへ直接搬入すれば処理ができるので廃棄物を他の適切な方法により処分することが可能であったと判断される。」この事について次に記載する3点を三田市はどのように考えているか。</p> <p>①「農業者として農産物を生産する土地を手入れするために雑草を刈り取ることに正当性はあるが」と三田警察は言及しているが、こんな事は当たり前のことは改めて警察が言うことではないと思う。</p> <p>②「市の指定袋に入れ、家庭ごみとして出すかクリーンセンターへ直接搬入すれば処理ができ</p>

	<p>る」と三田警察は言っていますが、1時間ほど畔草を刈れば100mほど刈れるが、これだけの草を市の指定袋に入れて家庭ごみとして出すなんて膨大な労力と時間がかかって、常識で考えても馬鹿げており現実には不可能なことである。そうでなくても農業は採算の合わない赤字経営で、身を切りながら圃場を維持管理して景観維持に尽力しながら、日本の食料を生産している。日本国内で農業者が、このように膨大な畦畔の草を市町村の指定袋に入れて処理している地域はあるのか。こんなことをすることになれば、そうでなくても後継者不足に悩んでいる農家が多いのに、もう農家は廃業するしかなくなる。結果は、どうなるか分かるはず。耕作放棄地が増えるだけだ。そうでなくても三田市においても耕作放棄地が増えてきている。このような馬鹿げたことを三田警察は本当に言っているのか。</p> <p>③「家庭ごみとして出すかクリーンセンターへ直接搬入すれば処理ができる」と三田警察は言っているが、農業者の証明（営農計画書だろうか？）を持ってクリーンセンターへ直接搬入した場合、クリーンセンターは無料で引き取ってくれるのか。三田市の道路法面等の草を農業者が年間に何度も刈っているし、それらの草も含まれているからである。また無料でなければ、わざわざ運搬費用や労力等の経費がかかるうえに処理費用までかかるとなると、さらに負担が増え農業は出来なくなるからだ。その結果は、どうなるか分かるはずだ。</p>
148	<p>三田市は「田園文化都市」を目標に今まで成長してきた。そして今、里山条例を制定して、さらに成熟したまちづくりを目指そうとしている。しかし今、三田の農業が数人の野外焼却反対の市民によって煙を見たら被害も無いのに即、警察に匿名で通報され、そのことが結果として農業経営の妨害となり、三田の農業を危機的状況に追い込んでいる。その責任の一端は三田市にもある。三田市には、この問題を解決する責任があるはずだ。</p>
149	<p>市民憲章との関係性はどのように考えられていますでしょうか。</p>
150	<p>三田市の食糧自給率20%そこそこという状況に於いて、危機管理と農業の役割についてどのように考えられていますでしょうか。</p>
151	<p>野焼きで発生する有害ガスについて記載し、農薬散布による激・毒物については不問にされているようですが、不公平ではないかと思えます。</p>
152	<p>野外焼却と野焼きは別物では。野外焼却は不要物の焼却。野焼きは農産物の再生産の為の工程（雑草の種や害虫駆除、カリ分作りなど）</p>
153	<p>為政者はどこの国や地域もその国民や住民の食糧を確保することを第一義としています。欧米では食料の自給できない国は独立した国ではないとも言われているようです。この点、どのように考えられていますでしょうか。</p> <p>江戸時代、農民は食料生産を担う者として大切にされていました。これからも農業は大切なのではないのでしょうか。</p>
154	<p>三田市里山と共生するまちづくり条例（案）については、例外となる野外焼却の運用指針（案）ばかりの意見がでておりますが、荒廃した森林（台風の被害による倒木、ナラ枯、未間伐等）の再生については具体的な案が出ていない。森林の保全を一番に考えないと景観も悪いし、重要な機能である治山治水が出来なくなり、大規模な災害発生につながる。その対策と活用案を示してほしい。</p>

155	<p>昨今問題となっている野焼きについては瑞穂の国に住む、我々日本人にとっては季節の景観であり、俳句の季語でもあります。正月のとんど焼、奈良・若草山の山焼き、京都・五山の送り火と同様、日本中どの地方の農村でも伝統文化と成っております。近年、日本人の中には一部、権利意識の過剰なクレイマー的な人が増えており嘆かわしく感じております。三田市のまちづくりに常に気を配ってきたのは新旧住民の融和であります。近年、市民、行政、警察もこの気配りが疎かになって来ているのを感じ、危惧している。ニュータウン開発が始まって以来、此れ迄問題なく過ごしてきた新旧地区、農村住民と市街地、ニュータウンの住民とが、突然に野焼き問題で対立が起こってきたのは何故なのでしょう。その原因、理由をよく調査して根本的な対策を立てる必要があるのではないのでしょうか。警察は110番通報が為されれば自動的に動きます。行政は110番通報が為されない環境づくり、農業従事者の理解と協力を得るべき働きかけをなすべきではないのでしょうか。今すぐに運用指針を成立しそれを実施したら、この問題は解決するのでしょうか。なかなかそうは行かないのではと危惧します。三田は田園都市であります。それを前提に市民、行政、警察が話し合っ問題の解決に当たる必要があるのではないのでしょうか。指針を作るのではなく、市の都市宣言を作り直してでも、農村都市での住み方を理解して貰う必要が有るのではないのでしょうか。そこで提言です。拙速を避けた対応が必要かと思えます。大きな市民会議を開いては如何ですか。「郷の音ホール」か「人と自然の博物館」を会場として学識者をコーディネーターとして、両者の代表が数名ずつ参加したパネルディスカッションを開くのが良いと思えます。それには多くの市民が参加するのは確実です。クレイマー側はパネラーとして参加者が少ないかもしれませんが、何人かの発言者は在ることを期待します。多くの一般参加者には野焼きを理解して貰えると思えます。この過程を経たうえで、都市宣言を作れば、今後も起こりうるこの種の問題に幅広く対応できると考えますが如何でしょうか。</p>
156	<p>運用指針の目的の焼却禁止の例外となる野外焼却は記載のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条第4項において、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の処理」は焼却禁止の例外として野外焼却が認められている。今日的な居住環境は一定理解するも、一部市民の発言に迎合するかのように生活の糧として農業を営む善良な市民をあたかも産業廃棄物の不法焼却者のような扱いをするのは如何なものか。市行政として三田市産業の一翼を担う農業者をむしろ毅然として弁護すべきではないのか。一例を上げれば、そもそも法として認められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」をゴジック体にするのではなく、「しかし、例外となる野外焼却であっても・・・努めましょう。」がゴジック字体になっていること自体を見ても、農業に対する三田市の姿勢こそが危ぶまれる。当初にしっかりした対応をしていれば、ここまで拗れなかったのではないのか。</p>

157	<p>運用指針の施行及び改定において、「三田市里山と共生するまちづくり条例」の意図、趣旨は何か、焦点がぼけて市民にとって分かりづらい。条例施行規則案を視ても「太陽光発電設備の設置規制」が大半であり、太陽光発電設備の設置関係は別立ての方が、趣旨が明確になるのではないか。また、「例外となる野外焼却」は別途運用指針としてあげられているが、指針の制定によって、我々農業者はどう守られるのか。昨今、三田警察署の異常な程の野焼きに対する取り締まりが見受けられるが、三田市と三田警察署との本件に対する連携はどうなっているのか、余りにも野焼きに対する見解に大きな差異があり、首を傾げる。警察は、たとえば休耕田の刈り草は取締り対象となるとの事。耳を疑ったが、これが事実なら面積の広い1反、2反の休耕田の刈り草を全てゴミ袋に詰めて出せと言うのか。一部の市民の通報が繰り返され、それに呼応する警察の行動は、たまったものではない。</p> <p>まずは警察との十分な摺合せをお願いする。</p>
158	<p>畦畔管理で夏場に4回以上の草刈を行っているのは、虫の発生を予防したり、風通しを良くするためのものであるが、一方、武庫川の堤防に桜を植える時の話、条件として「市で草刈を年2回は行います」との約束で植樹したものが夏の害虫発生期に全く草刈をしないのはどういうことですか。又、川除地区の黒石線の田に隣接する市管理地においても雑草が繁茂し迷惑を被っています。行政側に草刈をしてくれとお願いに行きましたが、「草刈はしません」と言われたため、私有地でもなく農地でもない土地の草刈を仕方なく数十年間行ってきましたが、2～3年前のこと、焼却火が黒石線歩道上の低木に被害を及ぼすことができました。少なくとも市の管理責任のある土地は責任を持って、特に草刈は夏場には数回実施して私たち農家に迷惑をかけないでいただきたい。</p>
159	<p>「三田市里山と共生するまちづくり条例(案)」は反対です。里山の保全という名のもとに規制や取り締まりをするのに反対です。いろいろな制約は、届け出などの手続きにより煩雑になり、かえって日常にしていた、枝の選定や樹木の間引き、畔焼きなど、これまで当たり前に行ってきた事を後退させます。高齢化・過疎化に伴い街の人が入ってきましたが、もともとの農家のような当たり前の勤勉さはありません。農家は休みの無い、ブラック企業なんです。サポートしてくれるありがたさは感じますが、農家ほどではありません。70歳を超えた農家に、書類の作成とかさせないでください。農家や、それらを理解してサポートしてくれる団体への、里山管理への補助には賛成ですが。</p>
160	<p>太陽光発電設備の規制については、地主にも権利があるので、拙速に規制をするのは反対です。たしかに、景観による配慮は必要ですし、急斜面に設置して地滑りの元になるのも問題です。設置には、工作物のように構造の決まりをつけたり、景観の定義を与え、里山のくくりではなく、市内全域でするのがいいのではないですか。里山と太陽光設備は切り離すべきです。京都のど真ん中に、外壁に太陽光パネル仕様はないでしょう。それと同じ事だと思います。</p>
161	<p>農業でやっている藁焼きや畔焼きと、野焼きは表現の区別をつけてください。農業の一環で行っている事は、法律でも守られています。法律上の「やむをえず」というところを、農業・林業・漁業の所管に確認してください。あと昔からの慣習もOKなはず。農家では、地区にもよりますが、どんど焼きもしています。また、たき火はどの程度までですか。まずは、用語の定義をはっきりさせてください。「やむをえず」はどれがやむをえずなのか。藁焼き・畔焼きは</p>

OK、野焼きはNGでいいのではないですか。そもそも、家庭ごみや、ビニールシートは一般廃棄物、山林や竹林からは事業系廃棄物ですから、他の法令で規制されています。だから廃棄物でしょう。しかしながら、稲わら、もみ殻は単に廃棄物ですか。焼いて灰にして土壌改良に昔から使っています。化学肥料に頼らず昔ながらに。いつから、誰が、廃棄物にしたのですか。農業を管轄している部署に確認してください。環境省が判断するものではないでしょう。「やむをえず」の部分は、農水省に確認してください。